

横浜こども科学館
第5期 指定管理者選定結果報告書

令和8年9月
横浜こども科学館
指定管理者選定評価委員会

横浜こども科学館の第5期指定管理者の選定にあたり、横浜こども科学館指定管理者選定評価委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、応募者の評価を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

1 選定にあたっての評価の考え方

（1）選定方法

- ① 応募書類の内容審査
- ② 提案内容に基づくプレゼンテーション
- ③ ヒアリング
- ④ 応募団体の財務状況診断

（2）応募者の資格の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」について、該当のないことを確認しました。

（3）評価の方法

選定委員会では、公募要項において、あらかじめ定めた「評価基準項目」（別紙）に従って、総合的に審査を行いました。

なお、評価は、各委員 220 点満点の計 1,100 点満点（加減点項目 100 点含む）とし、最低基準は加減点項目を除く合計 1,000 点の 6 割以上（600 点）としました。

2 選定結果

（1）応募団体

1 団体から応募がありました。

（2）選定結果

選定委員会において、厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	横浜みらいサイエンスパートナーズ

3 得点

項目		配点	指定候補者
1	団体の状況	1 0 0	8 4
	(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	5 0	4 0
	(2) 応募理由	5 0	4 4
2	職員配置・育成	1 0 0	8 4
	職員の確保、配置及び育成	1 0 0	8 4
3	施設の管理運営	2 0 0	1 6 3
	(1) 建物及び設備の維持保全・管理、修繕等への取組	5 0	4 2
	(2) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応	7 5	6 1
	(3) 防災に対する取組		
	(4) 利用者等のニーズ・要望・苦情への対応	2 5	2 1
	(5) 個人情報保護・情報公開	2 5	1 9
	(6) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	2 5	2 0
4	事業の企画・実施	4 5 0	3 8 2
	(1) 科学体験の普及・振興のための考え方や方針	1 0 0	8 6
	(2) 指定事業の実施計画	1 0 0	8 8
	(3) 自主事業の実施計画	1 0 0	9 0
	(4) 広報活動及び利用促進	7 5	5 8
	(5) 学校教育機関・他の青少年施設・地域等との連携や協働	7 5	6 0
5	収支計画及び指定管理料	1 5 0	1 0 9
	(1) 利用料金等収入増への取組	5 0	3 7
	(2) 指定管理料の額	5 0	3 7
	(3) 施設の課題等に応じた費用配分	5 0	3 5
小計		1, 0 0 0	8 2 2
6	加減点項目	1 0 0	4 5
	(1) 市内中小企業等であるか	5 0	4 5
	(2) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	- 5 0 ~ + 5 0	
合計点数		1, 1 0 0	8 6 7

※採点欄は、委員 5 名の合計点です。

3 審査講評

指定候補者については、これまでの運営実績を踏まえ、施設の課題や利用者ニーズを的確に捉えた具体的な提案がなされている点を評価します。特に、学校や地域との連携強化、新たな利用者層の開拓、人材育成への取組など、施設のさらなる魅力向上につながる提案が示されていました。

また、これまで培ってきた運営ノウハウを生かしながら、生成AIやものづくりラボなど新たな事業にも積極的に取り組む姿勢が評価できます。

一方で、多様な事業を着実に実施するためには、職員体制とのバランスに配慮するとともに、学校や地域との連携をさらに深めていくことが期待されます。また、施設の老朽化への対応や防災対策など、安全な施設運営に引き続き取り組み、市と連携しながら利用者が安心して利用できる施設環境の維持に努められることを期待します。

4 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者なし） 1 選定スケジュールについて 2 公募要項・業務の基準について	令和8年5月13日（水）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	令和8年6月1日（月）～ 7月31日（金）
現地見学会兼公募説明会 ※参加申込みは6月1日（月）から 6月22日（月）17時まで（申込団体：4団体）	令和8年6月26日（金）
公募に関する質問回答（1団体、1問）	令和8年7月27日（月）
応募書類の提出（1団体）	令和8年7月27日（月）～ 7月31日（金）
◆第2回選定委員会（傍聴者2名） 1 公開プレゼンテーション 2 ヒアリング	令和8年9月7日（月）

5 選定委員会 委員（50音順）

委員長 北村 克久 星槎大学 教授
一般財団法人 横浜すばいす 代表理事

委員 田村 朋子 NPO 法人コドモト 代表理事
為崎 緑 中小企業診断士
本田 隆行 科学コミュニケーター
三上 勇夫 洋光台まちづくり協議会 会長

(別紙)

横浜こども科学館指定管理者評価基準項目

項目	審査の視点（例）	配点
1 団体の状況		20
(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	・団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。 ・また、団体の財務状況は健全か。	10
(2) 応募理由	・横浜市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。 ・施設運営について、横浜市の施策や地域の特性、施設の設置目的を踏まえた理念・方針が示されているか。	10
2 職員配置・育成		20
職員の確保、配置及び育成	・建物及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 ・職員の資質向上のための研修が計画されているか。 ・職員が自らの意欲に応じて主体的に学び、能力の向上を図ることができる支援体制が整っているか。	20
3 施設の管理運営		40
(1) 建物及び設備の維持保全・管理、修繕等への取組	・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な修繕予算が確保され、発生した修繕に対し迅速に対応できる計画となっているか。	10
(2) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応	・事件・事故の防止体制が適切か。 ・事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	15
(3) 防災に対する取組	・横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 ・日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	
(4) 利用者等のニーズ・要望・苦情への対応	・利用者や事業に関わる団体等の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(5) 個人情報保護・情報公開への取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。	5
(6) 人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・ヨコハマプラ 5.3（ごみ）計画、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5

4 事業の企画・実施		90
(1) 科学体験の普及・振興のための考え方や方針	・科学体験の重要性や体験を通じた青少年育成の必要性を踏まえた内容となっているか。 ・社会と科学技術の関係理解を深め、これからの社会のあり方を主体的に考える機会の提供となっているか。 ・考え方や方針に具体性はあるか。 ・利用者にとって魅力ある内容となっているか。	20
(2) 指定事業の実施計画	・施設の課題や利用者ニーズを的確に把握し、各事業の実施計画や効果が明確に示されているか。 ・科学体験の普及・振興のための考え方や方針を踏まえた特色ある事業展開が考えられているか。 ・提案内容の達成に向けた、実現性・継続性のある事業となっているか。	20
(3) 自主事業の実施計画	・利用者ニーズ、地域や施設の特性を的確に把握し、各事業の目的や実施計画、効果が明確に示されているか。 ・施設の魅力や利用者満足度の向上につながるような、特色ある事業展開が考えられているか。 ・提案内容の達成に向けた実現性・継続性のある事業となっているか。	20
(4) 広報活動及び利用促進	・利用者にとってわかりやすく、伝わりやすい広報に取り組む工夫がされているか。 ・様々な媒体を活用した、積極的な取り組みとなっているか。 ・利用者数や事業参加者数（オンライン含む）、稼働率の向上に加え、利用者層の拡大に資する効果的かつ具体的な取り組みとなっているか。	15
(5) 学校教育機関・他の青少年施設・地域等との連携や協働	・小中学校等への体験活動の場の提供が出来るか。 ・他の青少年施設、大学、企業や地域等との協働の取組が検討されているか。 ・地域課題の解決や地域貢献活動が具体的に示されているか。	15
5 収支計画及び指定管理料		30
(1) 利用料金等収入増への取組	利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。	10
(2) 指定管理料の額	・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 ・施設の安定的な運営に資するよう、人件費、施設修繕費、利用者サービス向上につながる経費等が適切に確保・配分されているか。	10

	(3) 施設の課題等に 応じた費用配分	・施設の特性や課題に応じ、利用者サービスの向上や必要な修繕等に対し、適切な費用配分となっているか。	10
小 計			200
6	加減点項目		20
	(1) 市内中小企業等 であるか	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	10
	(2) 前期の管理運営 の実績 (現在の指定管理者 のみ)	・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。	-10 ～ +10
合 計			220

※ 財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

※ 指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計1000点満点の6割以上）を満たす必要があります。最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。